

法情報入手のコツ

法律の条文や判例、行政資料などは、それだけを読んで学習は進みません。専門家による解説や社会的な見解を、本や雑誌などの文献から集め、理解を深めながら学んでいきます。法律文献は、種類も数も多く、法律の条文や官報、国会議事録のようにオンラインで読めるものも、図書館でしか入手できないものもあります。うまく集められないときは、先生や友人、図書館のヘルプデスクに相談するなど、“ヒト”も活用しましょう。

●インターネット版「官報」

官報とは、法律や政令などの公文や告知を国民に周知するために発行される国の機関紙で、直近30日分は無料公開されています。バックナンバーは2階ヘルプデスクで閲覧できます。



■法律文献(雑誌)の「略称」

法律文献の文献リストでは、雑誌名の表示によく略称が用いられます。検索システムによっては、略称では検索できません。

以下は、よく使用する雑誌の略称です。覚えておくと、文献検索がスムーズに進みます。

- ジュリ ジュリスト
- 商事 旬刊商事法務
- 曹時 法曹時報
- 訴月 訴訟月報
- 判時 判例時報
- 判タ 判例タイムズ
- ひろば 法律のひろば
- 法教 法学教室
- 法セ 法学セミナー
- 法時 法律時報
- 民商 民商法雑誌
- 論ジュリ 論究ジュリスト
- 甲法 甲南法学

<公的判例集>

- 民集 最高裁判所民事判例集
- 刑集 最高裁判所刑事判例集

※法律時報Vol.90 No.13「文献略語表」より

文献が見つからないときは、ヘルプデスクにご相談ください

【『LEX/DB』書誌情報チェックポイント!】

TKCローライブラリーに収録されている判例評釈(解説)へのリンク

判例の全文

判例評釈(解説)へのリンク

提供 TKC

【文献番号】 25445838

【文献種別】 決定/最高裁判所大法廷(特別抗告審)

【裁判年月日】 平成25年 9月 4日

【事件番号】 平成24年(ク)第9884号
平成24年(ク)第9885号

【事件名】 遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件

【審級関係】 第一審 25501696
東京家庭裁判所 平成22年(家)第3942号
平成24年 3月26日 審判
25501695
抗告審 東京高等裁判所 平成24年(ラ)第955号
平成24年 6月22日 決定

【事案の概要】 平成13年7月に死亡したAの遺産につき、Aの嫡出子(その代襲相続人を含む。)である相手方らが、Aの嫡出でない子である抗告人(●)母子、遺産の分別の審判を申し立てた事件で、原審は、民法900条4号

【判示事項】 【TKC(税務研究所)】
1. 民法900条4号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分が憲法14条1項に違反するか否かの判断基準。(要旨文献番号:60058742)

【要旨】 【TKC】
1. 昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間に、我が国において、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであり、法律徳という制度自体は我が国に定

【裁判結果】 破棄差戻

【上訴等】 差戻し

【裁判官】 竹崎博允 櫻井龍子 竹内行夫 金築誠志 千葉精美 横田尤孝

【少数意見等】 金築誠志(補足意見) 千葉精美(補足意見) 岡部喜代子(補足意見)

【掲載文献】 裁判所ウェブサイト
官報号外第206号6頁

【参照法令】 日本国憲法14条
日本国憲法81条
民法900条

【評釈等所在情報】 【日本評論社】
鏡川忠正・法学教室397号102頁
婚外子法廷相続分最高裁違憲決定を讀む(起草講義憲法7)
金融・商事判例1425号18頁
(1) 民法900条4号ただし書前段の規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していた。(2) 本決定の違憲判断は、平成13年7月当時から本決定までの間に開始された一貫した法学的見解に基づき、憲法14条1項に違反していたと判断する(最高裁判所憲法審査会/憲法)
新藤一久・法学セミナー706号108頁
嫡出でない子の法定相続分を定める民法900条4号但書の合憲性(最新判例演習室/憲法)
伊藤正晴・ジュリスト1460号88頁
(1) 民法900条4号ただし書前段の規定と憲法14条1項、(2) 民法900条4号ただし書前段の規定を違憲とする最高裁判所の判断が他の相続における上記規定を前提とした法律関係に及ぼす影響(最高裁大法廷時の判例/民事)
判例時報2197号10頁
(1) 民法900条4号ただし書前段の規定と憲法14条1項、(2) 民法900条4号ただし書前段の規定を違憲とする最高裁判所の判断が他の相続における上記規定を前提とした法律関係に及ぼす影響(判例時報)

【引用判例】 (当判例が引用している判例等)
最高裁判所大法廷 昭和37年(オ)第1472号
昭和39年 5月27日
:
:
:
【被引用判例】 (当判例を引用している判例等)
最高裁判所大法廷 平成25年(ク)第132号
平成25年 9月18日

裁判の内容

関連文献情報

裁判所、裁判日、事件番号
裁判を特定するときに必要です。

下級審、上級審への相互リンク

事案の概要
争点を簡潔に確認できます。

参照法令
平成14年度以降は条文も確認可

評釈等所在情報
=判例の評釈・解説が掲載された文献のリスト
著者名、掲載雑誌名、巻号、論題がのっています。

ここがポイント!



判例の評釈・解説は、ほとんどが雑誌に載っています。『TKCローライブラリー』に電子版が収録されているものは、画面上部の「判例評釈等へ」ボタンからアクセスできます。収録されていない評釈は、『いろいろですすかばりー』を使って探してください。▶p.7

重要な法律判断がされた判例は、多くの雑誌に評釈や解説が掲載されます。特に、各分野の重要な判例を集めた『〇〇法判例百選』がよく使われます。『判例百選』は、雑誌コーナーや雑誌館、サイバーライブラリーにあります。

判例は、人が生活する上で起きた問題に、真剣に取り組んだ軌跡です。楽しくはないかもしれませんが、しっかりと読んでみてください。

重要な法律判断がされた判例は、多くの雑誌に評釈や解説が掲載されます。特に、各分野の重要な判例を集めた『〇〇法判例百選』がよく使われます。『判例百選』は、雑誌コーナーや雑誌館、サイバーライブラリーにあります。

判例は、人が生活する上で起きた問題に、真剣に取り組んだ軌跡です。楽しくはないかもしれませんが、しっかりと読んでみてください。

重要な法律判断がされた判例は、多くの雑誌に評釈や解説が掲載されます。特に、各分野の重要な判例を集めた『〇〇法判例百選』がよく使われます。『判例百選』は、雑誌コーナーや雑誌館、サイバーライブラリーにあります。

判例は、人が生活する上で起きた問題に、真剣に取り組んだ軌跡です。楽しくはないかもしれませんが、しっかりと読んでみてください。

TKC ローライブラリー

判例データベースや法学分野の雑誌・判例雑誌がオンラインで利用できる、法学分野の総合データベースです。
メニュー画面の、下線が付いているコンテンツを利用できます。

主な収録コンテンツ

LEX/DB インターネット (判例総合検索)

裁判に関連する情報が検索でき、判例の全文が収録されています。

公的判例集データベース

最高裁判所判例集 (民集・刑集)、高等裁判所判例集が収録

最高裁判所判例解説 Web

最高裁判所の調査官による解説が付された判例雑誌のオンライン版

Super 法令 Web

現行法規と平成 14 年以降の改正履歴が収録

「法学教室」「法学セミナー」

法学を学ぶ学生向けの雑誌

「判例百選」(「重要判例解説」を含む)

講義やゼミで最もよく使われる基本的な判例集。

※雑誌「ジュリスト」の別冊/増刊ですが、別メニューになっています。

「ジュリスト」「民商法雑誌」「判例タイムズ」

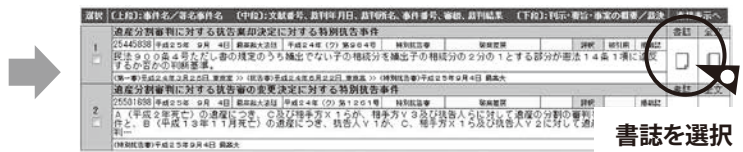
法曹の実務者・法学者向けの雑誌。専門的な学習・研究にも使用します。

判例データベース
『LEX/DBインターネット』は、
ここからアクセス



各コンテンツを選択すると、
検索サイトが開きます。

●LEX/DBインターネット(判例総合検索)



雑誌を選択

左ページへ

■六法全書

法律の条文は、電子政府の総合窓口『eGov』やアプリで入手できます。

膨大な量の法律から、重要な法令を抜き出したものが『六法全書』で、2階参考図書コーナーにあります。さらに学習用に重要な法令だけを抽出したものが『ポケット六法』や『デイリー六法』です。学習用の六法は、図書館にはありません。アプリを利用する時も最新版に更新されているか確認しましょう。

法律は改正されるので、六法は毎年新しい版が出版されます。きちんと学習するために新しい版が必要です。

法令関係の資料には、他にも法律の条文ごとに解説が付けられている逐条解説書(コンメンタール)や、分野別の六法、条約集などがあります。

■判例(はんれい)

「判例」とは、狭義には最高裁判所の法律判断のうち、先例として拘束力があるものですが、広義には、全ての裁判所の裁判例のことを言います。ここでは後者をご案内します。

判例は、判例集や裁判所のホームページ、判例データベースで読むことができます。中でもデータベースは数多くの判例を収録しています。全てが収録されるわけではあり